

告示

埼玉県告示第六百四十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年五月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	県道
路線名	川口蕨線
区間	埼玉県川口市西川口一丁目一七番地一地先 から埼玉県蕨市南町二丁目六四五番地一 〇地先まで